



65歳以上の方へ 補聴器の購入費用を助成しています ～自分の、家族の「聞こえ」気になりませんか？～

聴力の低下でコミュニケーションが取りにくくなり、社会とのつながりが希薄になることで、認知症や心身の機能低下のリスクが増加すると言われています。「補聴器に頼りたくない」「もっと聞こえなくなってから考えよう」という声も耳にしますが、補聴器は、操作や聞こえ方に慣れるまでに一定期間が必要です。「聞こえ」が気になり始めた“今”が大事です。

「聞こえにくさ」を感じたら、放置せずに早めに耳鼻咽喉科を受診して、聴力検査を受けることをお勧めします。医師から補聴器の装用を勧められた際には、購入前に高年福祉課へご相談ください。

対象者 次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・たつの市に住所を有する満65歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用が必要と認められた方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方

助成内容 補聴器本体の購入費用のうち、上限20,000円を助成します。(1人1回限り)
※集音器、付属品、送料、診察料、文書料、修理・メンテナンス料は、助成対象外

申請時の注意事項

- ・申請には、「医師意見書」と「補聴器の見積書」が必要です。
- ・必ず補聴器を購入する前に申請してください。(補助金交付決定前に購入した補聴器は補助対象外)

申請・問い合わせ先 高年福祉課 (☎64・3152)

ご自分で、周りで、 こんなことはありませんか？

- 会話をしているときに何度も聞き返したり、曖昧な返事をする。
- 話し声が大きいと感じる(言われる)。
- 後ろからの呼びかけや車の接近に気づかない。



ご長寿を祝い 敬老えらべるギフトカタログをお届けします！

高齢者の方々へのご長寿のお祝いとして、地場産品等の商品やサービスの中からお好みの一品をお選びいただく「敬老えらべるギフトカタログ」をお届けします。ご長寿の記念品としてお受け取りください。

送付対象者 市内に住所を有する数え年75歳以上の方
(昭和26年12月31日以前生まれの方)

カタログの発送時期 9月上旬(自宅へ郵送)

申込方法 カatalogに同封の申込書に希望商品、電話番号等を記載の上、返信用封筒で郵送または高年福祉課、各総合支所地域振興課窓口へ提出
※第1希望の商品が万が一、品切れとなった場合は、第2希望の商品をお届けしますので、第2希望まで記入してください。
※商品によっては、申し込みからお届けまでに1カ月程度かかる場合があります。

申込期限 12月31日(水)(当日消印有効) **申込・問い合わせ先** 高年福祉課 (☎64・3152)



介護職員初任者研修受講者を募集

介護の仕事を目指す方や介護の基礎を学びたい方を対象に、介護職員初任者研修を開催します。研修修了者は、「介護職員初任者研修修了資格」を取得できます。介護の仕事に興味がある方は、ぜひこの機会にご参加ください。

期間 10月18日(土)～令和8年3月7日(土) **講義** 土・日曜日120時間 **実習** 平日10時間
※詳細はお問い合わせください。

ところ たつの市社会福祉協議会ピアさぼーとセンター(龍野町富永428-3) および西播磨地域の福祉サービス事業所

対象者 西播磨地域(たつの市・相生市・赤穂市・粟粟市・太子町・上郡町・佐用町)に在住・在勤の方

定員 20名(先着順) **受講料** 50,000円(テキスト代含む)

申込方法 たつの市社会福祉協議会に設置の受講申込書を持参、郵送、ファックスにて提出

申込期限 10月3日(金)

申込・問い合わせ先 たつの市社会福祉協議会介護・障害福祉課 (☎63・5229、☎63・5200)



岩川ヒサエさん(揖西町)
大正14年8月6日生



林八重子さん(新宮町)
大正14年8月1日生



三浦春明さん(誉田町)
大正14年7月28日生

祝100歳



兵庫県「のじぎく賞」 および消防長感謝状

市内の川でおぼれていた子どもの救助活動に尽力されたことに対し、兵庫県「のじぎく賞」を受賞され、西はりま消防組合から消防長感謝状が贈呈されました。



左から酒見 圭美さん、小西 毅さん



Daigasグループ様から 軟骨伝導イヤホンを寄贈 いただきました

「小さな灯運動」により軟骨伝導イヤホンを寄贈いただきました。地域福祉課の窓口を設置し、聞こえにくい方への意思疎通のため使用させていただきます。



農業委員会だより

農地の適正な管理を！農地パトロールを実施

農業委員会は、遊休農地解消に向け、7月から8月にかけて市内全域を14地区に分け、農地パトロールを実施しました。

雑草が繁茂するなど適正に管理されていない遊休農地は、周辺の農地や住民に迷惑をかけるため、農業委員、農地利用最適化推進委員および事務局職員が所有者に農地法に基づき適正に管理していただくよう是正指導を行います。

「農地は地域の大切な財産」です。周辺に迷惑がかからないように適正に管理してください。



▶ 農業委員会事務局 (☎64・3185)